

所得税の還付申告センターが開設されます

香椎税務署と糟屋地区の市町村が合同で、所得税の還付申告センターを下記のとおり開設します。還付申告センターでは、税理士や税務署職員が還付申告の相談に応じます。確定申告期間中は大変混雑しますので、還付申告をする方はぜひご利用ください。

日時 1月31日(火)／2月1日(水)
【受付時間】9時30分～15時
※受付終了時間は早まる場合があります。
(人数制限あり、300名/1日)

場所 志免町総合福祉施設シーメイト
(志免町大字志免451-1)
※シーメイトの開館時間は9時です。

★還付申告とは…？

年間の確定所得税額が給与などから源泉徴収されていた金額を下回り、所得税が還付される確定申告のことです。

■還付申告の主な対象者

- ・年末調整が済んでいない給与収入がある、または年金収入があり、所得税還付の対象となる方
- ・多額の医療費を支払い、医療費控除の対象となる方
- ・10年以上の住宅ローンを利用して自宅を購入・新築・増改築などをした方

◎平成28年分以降の申告には個人番号(マイナンバー)の記載と提示が必要です！

申告者本人や扶養親族の方などの個人番号の記載と、申告者本人の個人番号の提示または写しの添付が必要です。

医療費控除

自己または自己と生計をともにする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の算式により計算した金額を医療費控除として所得金額から控除できます。

この場合の医療費とは、平成28年中に支払った医療費の合計額から保険などで補填された金額を除いた合計額です。その合計額が、10万円または所得金額の5%のいずれか少ない方の金額より多い場合に対象となります。

住宅借入金等特別控除

10年以上の住宅ローンを利用して、マイホームを購入・新築・増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、その住居に住み始めた年から住宅借入金等特別控除を受けることができます。

持ってくるもの

申告者本人の個人番号カード(※)、扶養親族の方などの個人番号が分かるもの、印鑑、本人名義の還付金振込先口座番号などが分かるもの、源泉徴収票等収入の証明書(正本)、生命保険料控除証明書および地震保険等支払証明書、医療費領収証など。詳しくはお問い合わせください。

※個人番号カードをお持ちでない方は下記の番号確認書類と身元確認書類をご準備ください。

番号確認書類

通知カード、住民票の写し、または住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるものの)のうちいずれか1つ

身元確認書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど

香椎税務署からのお知らせ

香椎税務署では、確定申告相談会場を下記のとおり開設します。
開 設 日:平成29年2月16日(木)から
受付時間:9時～16時

※所得税の還付申告は1月以降提出することができます。
※土・日曜日および祝日はお休みです。ただし、2月19日・2月26日の日曜日に限り確定申告の相談を行います。
※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

○平成28年分の申告および納期限

- ・所得税・贈与税……平成29年3月15日(水)
- ・個人事業者の消費税および地方消費税…平成29年3月31日(金)



還付申告センターでは、次に該当する方の相談は受け付けていません。

- ・事業を営む方
- ・生命保険などの営業職員の方
- ・不動産所得のある方
- ・不動産または株式などの譲渡所得のある方
- ・原稿料、報酬、料金などの収入がある方
- ・財産の贈与または相続を受けた方

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(www.nta.go.jp)を利用してご自宅のパソコンで作成し、郵送などでご提出できます。
相談会場は大変込み合いますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ

香椎税務署 ☎661-1031

水道管の凍結破損にご注意ください！

冬期、気温が氷点下になると水道管の中の水が凍結しやすくなります。水道管が凍結すると、蛇口から水が出なくなるばかりでなく、水道管が破裂することがあります。

今年の1月には宇美町でも多数の凍結漏水が発生し、町内全域で断水寸前となりました。

次のような状態は特に注意が必要です

- * 屋外、北側で日が当たらないところの水道管。
 - * 風当たりの強いところの水道管。
 - * 水道管がむき出しのところ。
 - * 冬期に長期間留守にするとき。
- ご自宅の水道管は大丈夫でしょうか。天気予報などに注意して水道管を凍結から守りましょう。

水道管の凍結を防ぐには

- * 長期間留守にする場合は、止水栓を閉める。
万が一留守中に水道管が破裂しても、止水栓を閉めておけば水が噴き出す心配はありません。
- * 水道管を保温材で保護する。
むき出しになっている水道管は凍結しやすいので特に注意が必要です。露出管については、保温材で保護することをお勧めします。
- * 水を流しておく。
停滞している水は凍結しやすいので、特に注意が必要です。蛇口を少し開けて、水が糸を引く程度流しておくで凍結しにくくなります。
- * 太陽熱温水器の水を抜く。
冬場にはあまり使わないサンヒーターなどの太陽熱温水器は、凍結破損を防ぐために中の水を抜いておきましょう。



10月号の「広報うみ」でお知らせしたとおり、1月分から上水道料金が改定されます。今月号に料金早見表のチラシを折り込みしていますので、ご利用ください。

問い合わせ

上下水道課 ☎934-2224

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

平成28年度(平成27年分)町民税が非課税の方(課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方や生活保護受給者を除く)へ、臨時福祉給付金の申請書を9月下旬に送付しています。受付期限は下記のとおりとなっておりますので、まだ申請されていない方は、早めに申請をお願いします。

【受付期限】 12月28日(水)まで

申請・問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278 臨時福祉給付金申請窓口 ☎957-9048

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付証明について

宇美町国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付証明(普通徴収分)を、申告用として来年1月中旬に送付を予定しています。また、年末調整などで早めに必要な方は町税務課窓口(⑥番～⑧番)にて発行手続きをお願いします。

お尋ねの場合は、下記まで問い合わせください。

申請・問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎934-2241 税務課 町民税係 ☎934-2242